

## 船舶事故調査報告書

平成28年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年4月20日 04時34分ごろ
発生場所	富山県黒部市黒部漁港南方沖 黒部港北防波堤灯台から真方位152°450m付近 (概位 北緯36°53.2′ 東経137°25.0′)
事故の概要	漁船裕美丸は、南南東進中、潜堤に乗り揚げた。 裕美丸は、左舷船首船底外板に破口を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月24日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 裕美丸、3.48トン
船舶番号、船舶所有者等	TY3-2366（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船首船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、黒部漁港南方沖において、船首約0.7m、船尾約1.2mの喫水をもって、刺し網を行う目的で、海岸沿いに手動操舵で南南東進した。 船長は、立って操舵に当たり、乗組員2人による網の準備作業を見ながら、いつもの慣れた海域を航行中、潜堤に乗り揚げた。 船長は、いつも街の明かりを頼りに航行していた。 船長は、黒部漁港南方の潜堤の存在を知っていた。
分析	本船は、船長が、乗組員の網の準備作業を見ていて船位の確認を行っていなかったことから、潜堤への接近に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、船位の確認を行っていなかったため、本船が潜堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、船位の確認を行うこと。